

2. 所管法人の財務諸表数値

県が所管する社会福祉法人 334 法人の平成 25 年度財務諸表は、県のホームページに掲載されている。包括外部監査人が、当該財務諸表等を入手し、分析した結果は以下のとおりである。

(1) 事業活動計算書

① サービス活動収益

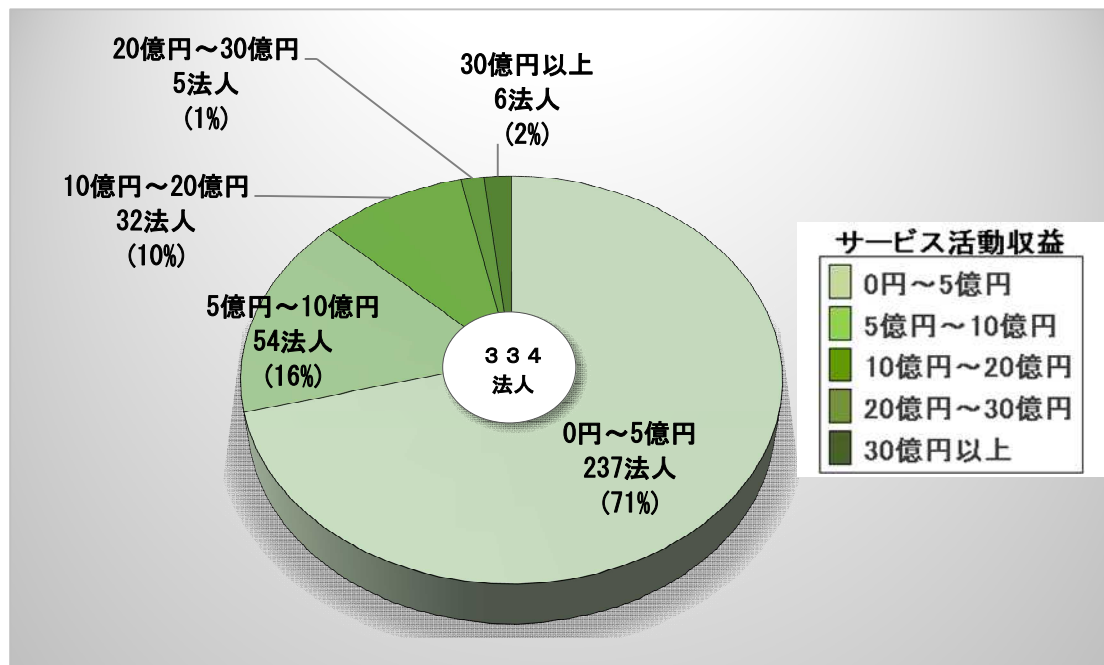
サービス活動収益は、一般企業の売上高に相当するものであり、事業運営に伴って每期獲得することが想定される経常的なサービス活動による収入を計上する。具体例としては、介護保険事業収益、老人福祉事業収益等が挙げられる。

包括外部監査人コメント

334 法人のうち、237 法人 (71%) はサービス活動収益が5億円未満である。一般企業では中小零細企業の売上高規模に当たり、小規模で運営されている社会福祉法人が多いと言える。

一方、サービス活動収益が20億円を超える大規模で運営されている社会福祉法人は、11 法人 (3%) と少ない。

【 県が所管する社会福祉法人 334 法人のサービス活動収益 】



② サービス活動増減差額、経常増減差額、当期活動増減差額

サービス活動増減差額は、一般企業の営業損益に相当するものであり、サービス活動による収益及び費用の差額を計上する。

経常増減差額は、一般企業の経常損益に相当するものであり、サービス活動増減差額にサービス活動外増減差額（受取利息配当金、支払利息、有価証券売却損益並びにその他サービス活動以外の原因による収益及び費用であって経常的に発生するものの差額）を加算したものである。

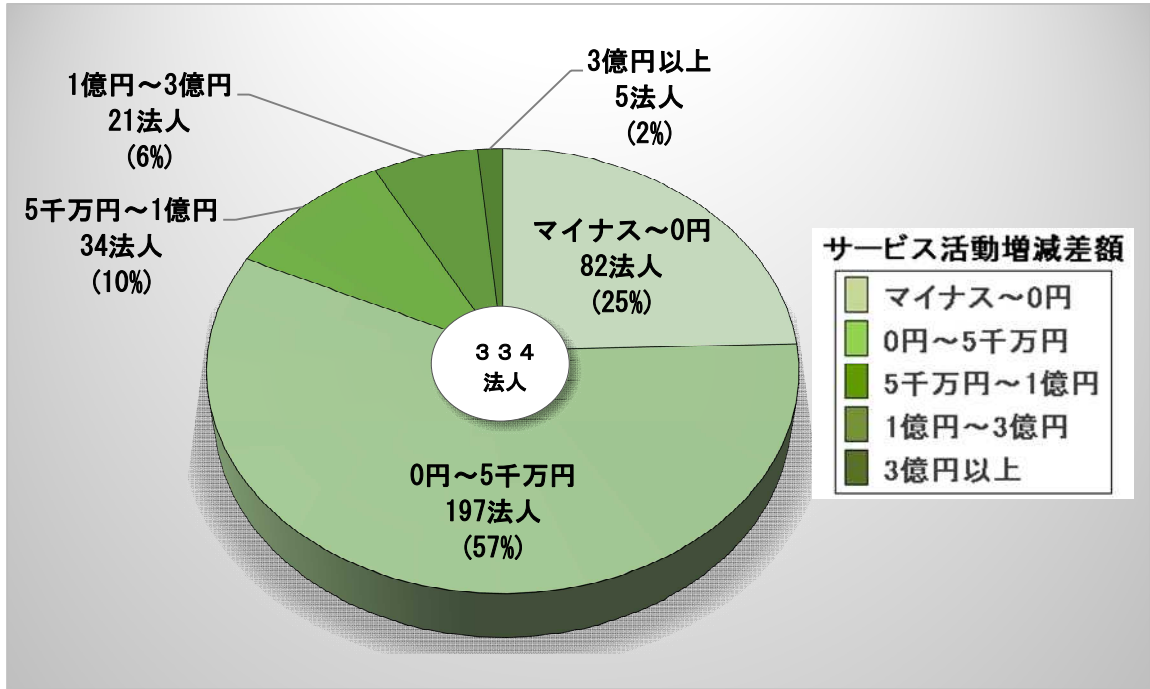
当期活動増減差額は、一般企業の当期純損益に相当するものであり、経常増減差額に特別増減差額（基本金へ組み入れる寄附金収益、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等の収益、固定資産売却益等に係る損益、事業区分間又は拠点区分間の繰入れ及びその他の臨時的な損益から、基本金への組入額及び施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等がある場合の国庫補助金等特別積立金の積立額を減算したもの）を加算したものである。

包括外部監査人コメント

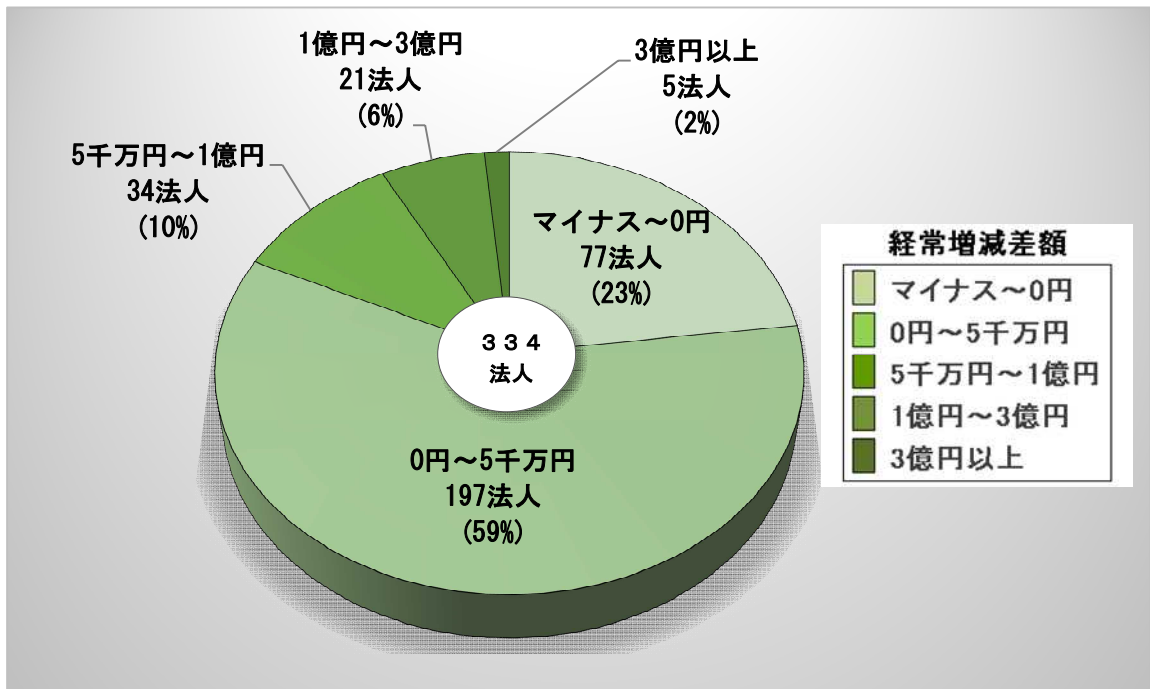
334 法人のうち、**82 法人（25%）はサービス活動増減差額がマイナス（赤字）、77 法人（23%）は経常増減差額がマイナス（赤字）、84 法人（25%）は当期活動増減差額がマイナス（赤字）**である。一方で、3 億円以上の黒字を計上する法人が存在する。

経常増減差額がマイナス（赤字）の 77 法人は大半が、サービス活動収益が 5 億円未満の小規模で運営されている社会福祉法人である。上記 77 法人のうち、31 法人が保育所を運営する法人であり、また、18 法人が市町の社会福祉協議会であった。さらに、保育所のみを運営する法人のうち、24 法人が保育所 1 施設のみを運営する法人であった。一方で、経常増減差額が 3 億円以上の黒字法人は、全てサービス活動収益が 20 億円を超える大規模で運営されている社会福祉法人である。従って、社会福祉法人が営む事業には、一定のスケールメリットがあると考えられる。

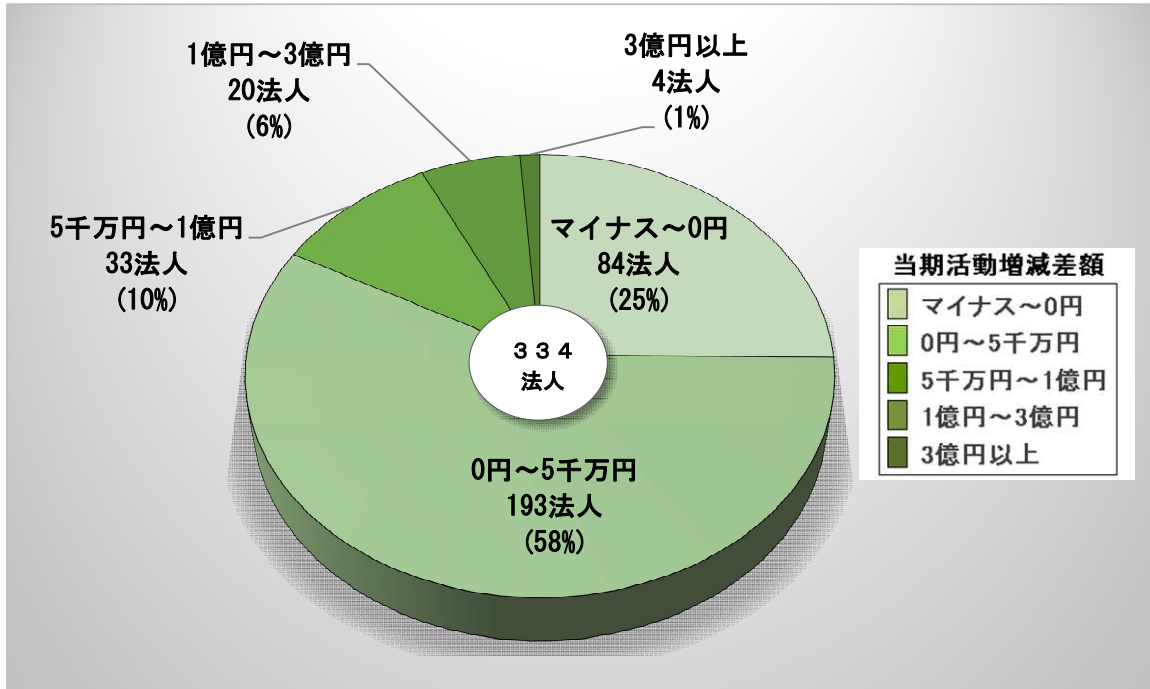
【 県が所管する社会福祉法人 334 法人のサービス活動増減差額 】



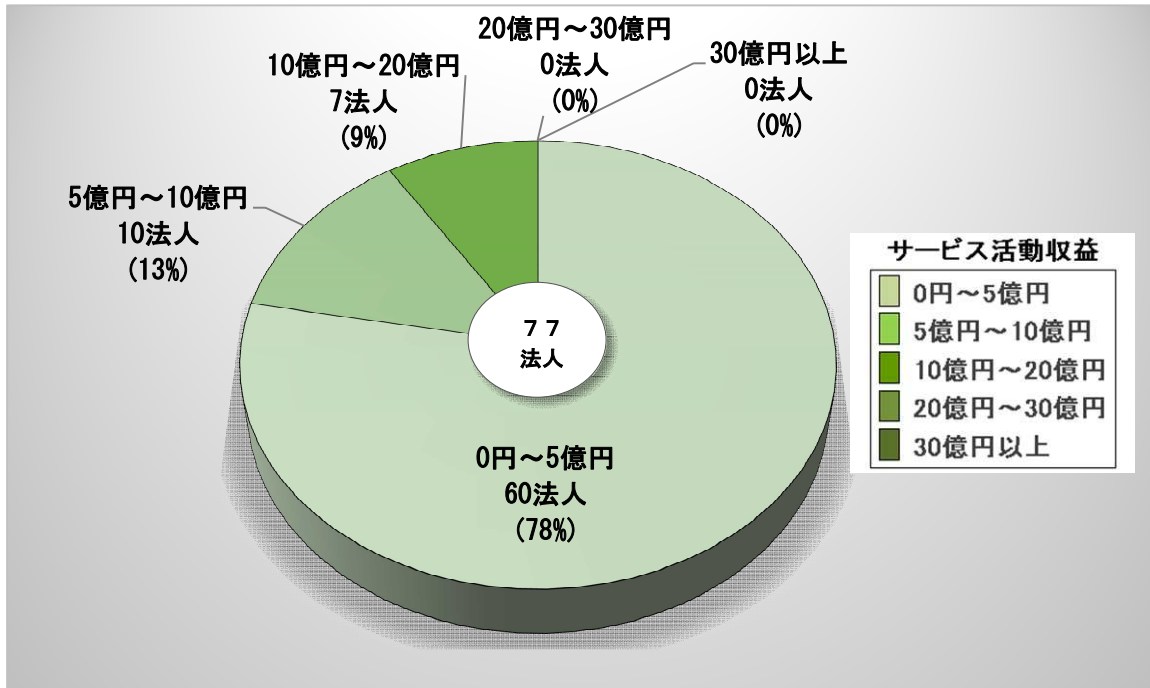
【 県が所管する社会福祉法人 334 法人の経常増減差額 】



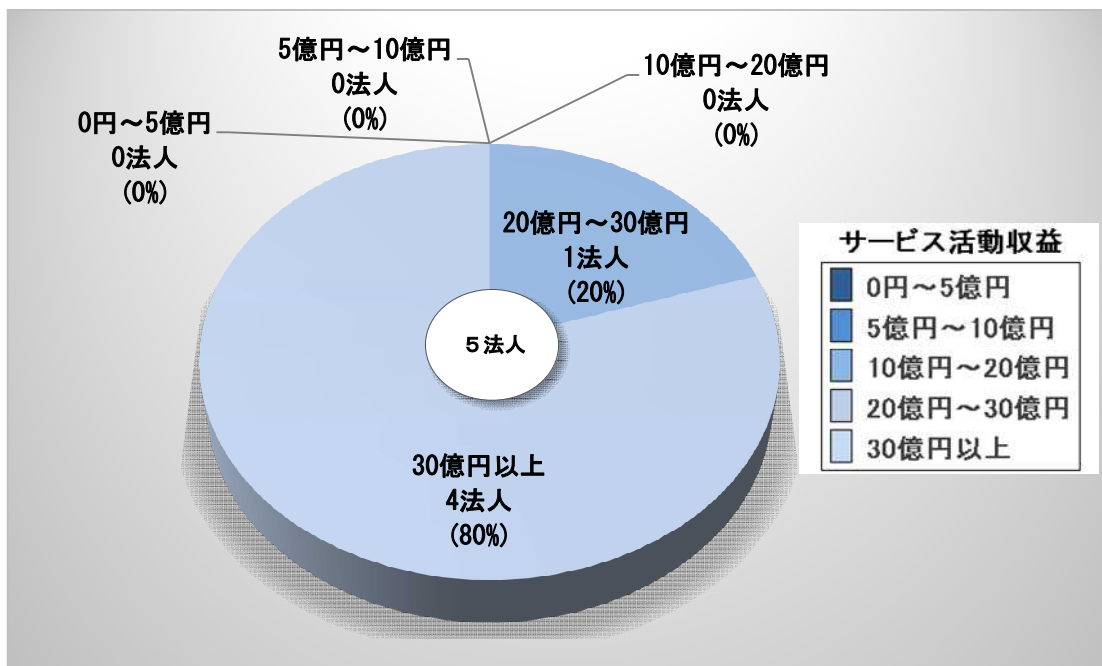
【 県が所管する社会福祉法人 334 法人の当期活動増減差額 】



【 経常増減差額がマイナス（赤字）の社会福祉法人のサービス活動収益の規模 】



【 経常増減差額が3億円以上（黒字）の社会福祉法人のサービス活動収益の規模 】



(2) 貸借対照表

① 内部留保

内部留保は、本報告書上、貸借対照表「純資産の部」の「その他の積立金」と「次期繰越活動増減差額」の合計とする。

県が所管する社会福祉法人 334 法人の内部留保合計は、約 1 千 6 百億円である (注)。

(注) 334 法人の内訳は 37 頁に記載のとおりであり、施設経営法人以外の法人（社会福祉協議会、社会福祉事業団等）が含まれている。また、内部留保合計約 1 千 6 百億円は法人合計値である。

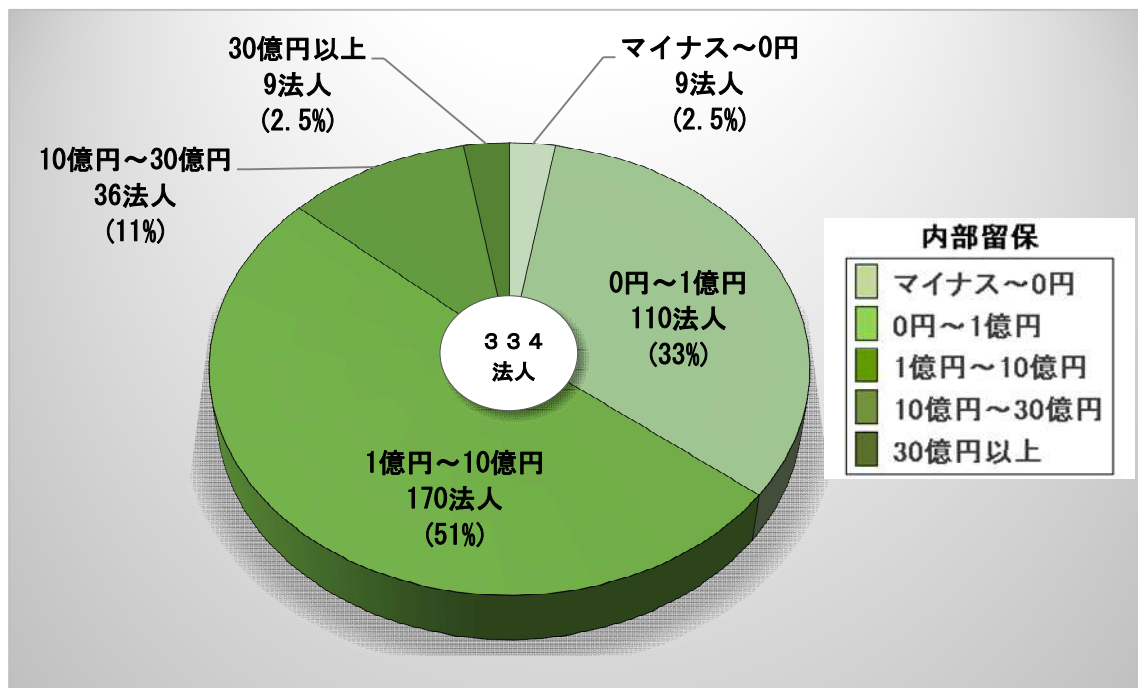
包括外部監査人コメント

334 法人のうち、9 法人 (2.5%) は内部留保がマイナスである。一般企業では資本欠損が生じている状況に当たる。内部留保がマイナスの 9 法人は、主に基本金及び基金が大きいため資金繰りが保たれている法人、保育所 1 施設のみを運営する法人であった。

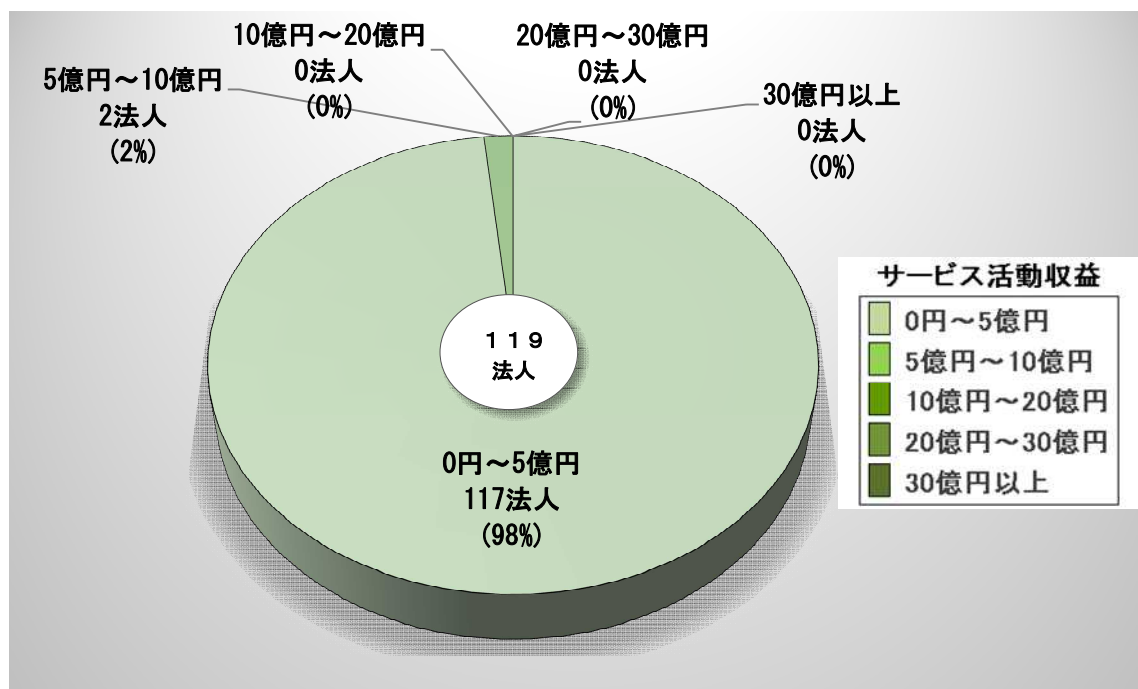
また、110 法人 (33%) は内部留保が 0 円～1 億円であり、余裕のない財政状態である。これらの法人の大半は、サービス活動収益が 5 億円未満の小規模で運営されている社会福祉法人である。

一方、内部留保が 30 億円を超える社会福祉法人は 9 法人 (2.5%) であり、大半がサービス活動収益が 20 億円を超える大規模で運営されている法人である。従って、社会福祉法人が営む事業には、一定のスケールメリットがあると考えられる。

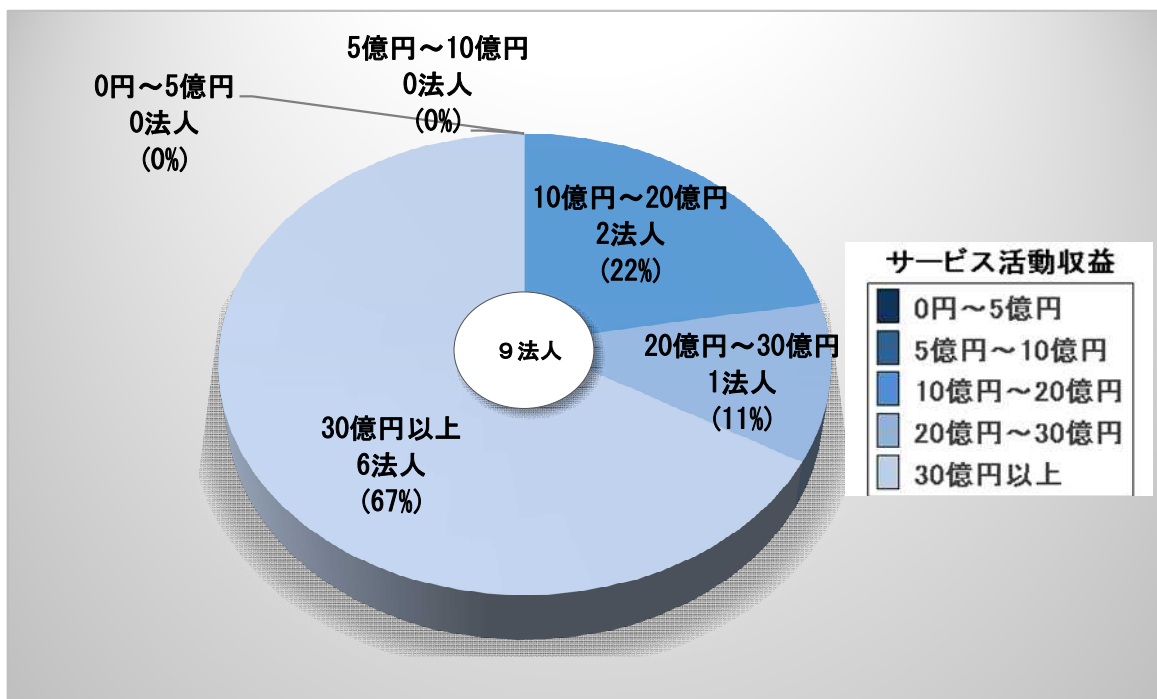
【 県が所管する社会福祉法人 334 法人の内部留保 】



【 内部留保がマイナスから1億円未満の社会福祉法人のサービス活動収益の規模 】



【 内部留保が 30 億円以上の社会福祉法人のサービス活動収益の規模 】



② 運用財産

運用財産は、本報告書上、貸借対照表「資産の部」の「現金預金」と「積立資産」と「有価証券（投資有価証券を含む）」の合計とする。

県が所管する社会福祉法人 334 法人の運用財産合計は、約 1 千億円である（注）。

（注） 334 法人の内訳は 37 頁に記載のとおりであり、施設経営法人以外の法人（社会福祉協議会、社会福祉事業団等）が含まれている。また、運用財産合計約 1 千億円は法人合計値である。

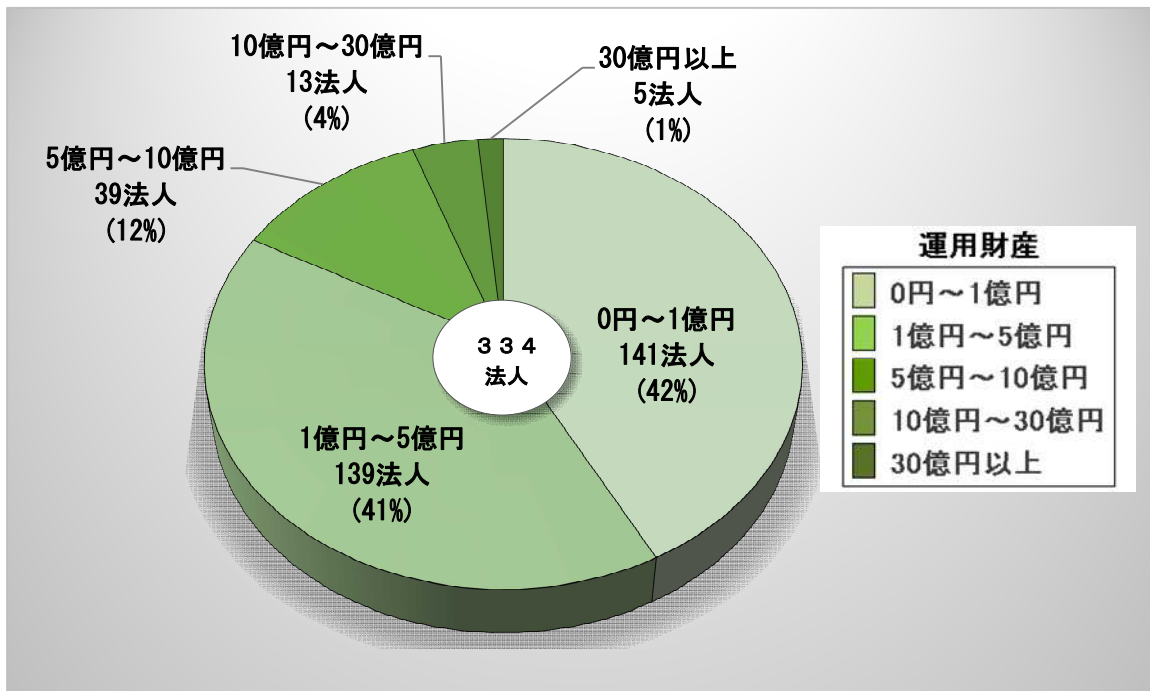
包括外部監査人コメント

334 法人のうち、**141 法人（42%）は運用財産が 0 円～ 1 億円**である。このうち、運用財産が 5 千万円未満の法人は 75 法人（22%）であり、大半が保育所を運営する法人（51 法人）であった。さらに、保育所のみを運営する法人のうち、43 法人が保育所 1 施設のみを運営する法人であった。

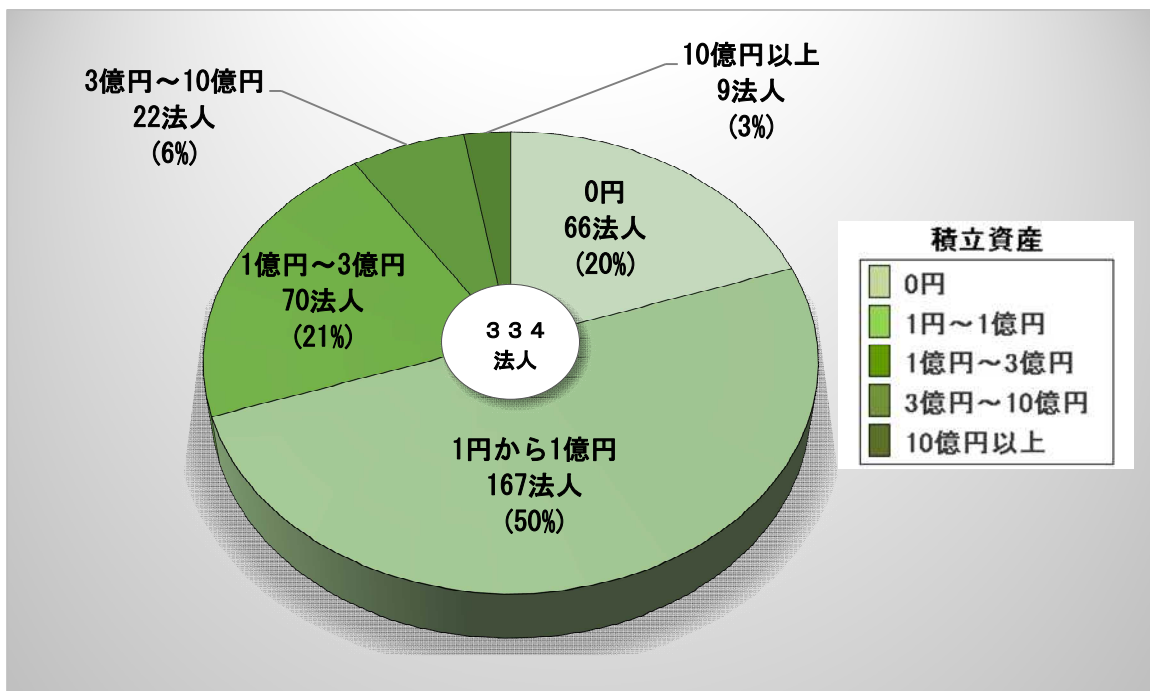
設備更新や大規模修繕に充当できる資金は、運用財産からさらに運転資金を差し引いた金額であることを考えると、これらの法人は、外部借入に依らなければ、設備投資や大規模修繕を実施することは難しいように思われる。

積立資産（法人の意思決定により、設備更新等の目的のために積み立てた資産）が**0 円～ 1 億円**である法人は、**233 法人（70%）**と更に増加する。

【 県が所管する社会福祉法人 334 法人の運用財産 】



【 運用財産のうちの積立資産の金額区分内訳 】



【 事業活動計算書 】

＜事業活動計算書＞

勘定科目				
サービス活動増減の部	収	介護保険事業収益	〇〇〇〇	
		老人福祉事業収益	〇〇〇〇	
		：	：	
	益	その他の収益	〇〇〇〇	
		サービス活動収益計 (1)	××××	
	費	用	人件費	〇〇〇〇
			事業費	〇〇〇〇
		：	：	
		その他の費用	〇〇〇〇	
	サービス活動費用計 (2)	××××		
	サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	××××		
サービス活動外増減の部	収	借入金利息補助金収益	〇〇〇〇	
		：	：	
	益	その他のサービス活動外収益	〇〇〇〇	
		サービス活動外収益計 (4)	〇〇〇〇	
	費	用	支払利息	〇〇〇〇
			：	：
			その他のサービス活動外費用	〇〇〇〇
	サービス活動外費用計 (5)	××××		
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	××××		
	経常増減差額 (7) = (3) + (6)	××××		
特別増減の部	収	施設整備等補助金収益	〇〇〇〇	
		：	：	
	益	その他の特別収益	〇〇〇〇	
		特別収益計 (8)	××××	
	費	用	基本金組入額	〇〇〇〇
			：	：
	その他の特別損失	〇〇〇〇		
	特別費用計 (9)	××××		
	特別増減差額 (10) = (8) - (9)	××××		
	当期活動増減差額 (11) = (7) + (10)	××××		

サービス活動収益
(41 頁)

サービス活動増減差額
(42 頁～45 頁)

経常増減差額
(42 頁～45 頁)

当期活動増減差額
(42 頁～45 頁)

【 貸借対照表 】

＜貸借対照表＞

資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金預金	〇〇〇〇		
有価証券	××××		
固定資産		固定負債	
基本財産			
その他の固定資産			
投資有価証券	〇〇〇〇		
〇〇積立資産	××××		
××積立資産	〇〇〇〇		
		負債の部合計	
		純資産の部	
		基本金	
		国庫補助金等特別積立金	
		その他の積立金	〇〇〇〇
		次期繰越活動増減差額	××××
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

運用財産
(47 頁～48 頁)

内部留保
(45 頁～47 頁)

※1 新しい社会福祉法人会計基準に移行していない社会福祉法人の財務諸表数値については、上記項目に相当すると考えられる金額を集計している。

※2 事業活動計算書の「繰越活動増減差額の部」の記載は省略している。

VI. 新しい社会福祉法人会計基準の概要

1. 新しい社会福祉法人会計基準を作成した背景と目的

(1) 会計ルール併存の解消による事務簡素化

社会福祉法人の会計処理については、平成 12 年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」（以下「指導指針」という。）、「介護老人保健施設会計・経理準則」等、様々なルールが併存しており、**事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる**等の問題が指摘されていた。

(2) 社会経済状況の変化

民間非営利法人の健全な発展は社会の要請であり、社会福祉法人は、その取り巻く社会経済状況の変化を受けて、一層効率的な法人経営が求められること、また、公的資金・寄付金等を受け入れていることから、経営実態をより正確に反映した形で国民と寄付者に説明する責任があるため、事業の効率性に関する**情報の充実**や**事業活動状況の透明化**が求められた。

2. 新基準の基本的な考え方

- (1) 社会福祉法人が行う**全ての事業**（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を**適用対象**とする。
- (2) 法人全体の**財務状況を明らかにし、経営分析を可能**にするとともに、外部への**情報公開にも資するもの**とする。
- (3) 新基準の作成に際しては、既存の社会福祉法人会計基準、指導指針、就労支援会計基準、及びその他会計に係る関係通知、公益法人会計基準（平成 20 年 4 月）、企業会計原則等を参考とする。

3. 適用時期

- (1) 事務体制が整い、実施が可能な法人においては、平成 24 年度（予算）から移行する。
- (2) **平成 27 年度（予算）には全ての法人において移行する。**

4. 旧基準からの主な変更点

- (1) 法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、公益事業及び収益事業を含め、**法人での一本の会計単位**とすることとした。

- (2) 施設・事務所毎の財務状況を明らかにするため、**拠点区分**を設けることとした。また、施設・事務所内で実施する福祉サービス毎の収支を明らかにするため、**サービス区分**を設けることとした。
- (3) 財務諸表の体系は、**資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び財産目録**とした。
- ① 資金収支計算書は、支払資金の収入、支出の内容を明らかにするために作成し、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支に区分するものとした。
 - ② 事業活動計算書は、法人の事業活動の成果を把握するために作成し、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部及び繰越活動増減の部に区分するものとした。
- (4) 資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表については、事業区分、拠点区分の単位でも作成することとした。
- (5) 従来 of 明細書、別表を整理した上で、重要な資産及び負債等の状況を明確にするため、借入金、寄附金、積立金等についてその内容を明らかにする**附属明細書を作成**することとした。
- (6) 基本金の範囲を法人の設立及び施設整備等、法人が事業活動を維持するための基盤として収受した寄附金に限定し、**4号基本金を廃止**した。
- (7) **引当金の範囲を徴収不能引当金、賞与引当金、退職給与引当金に限定**し、その他引当金を廃止した。
- (8) 財務情報の透明性を向上させるため、**1年基準、時価会計、リース会計などの会計手法を導入**した。